

受付	令和 8 年 6 月 3 日 午前・ <u>午後</u> 1 時 40 分
----	--

一般質問 (代表 個人) 通告書

令和8年6月3日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 秋田 さとし

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により6月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

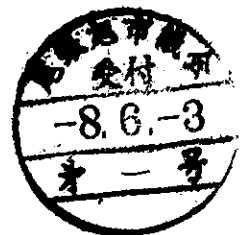
記

1 質問事項 1 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとに一問一答
○	1回目から 質問事項 (大項目) ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	自転車の道路交通法改正が始まって
要 旨	<p>2026年4月1日より自転車の道路交通法が改正され、自転車も軽車両として厳格な責任を負うことが明確化されました。また自転車は、気軽な乗り物から法的責任を伴う交通主体へと位置付けが大きく変わりました。</p> <p>今後の市民への啓発また道路整備についてお伺いします。</p> <p>(1) 市民への周知啓発について</p> <p>(2) 市内での交通違反者の取り締まりの数について</p> <p>(3) 今後の道路整備について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。